

平成16年4月21日臨時会会議録

1 日時

平成16年4月21日（水） 開会 午後3時00分
閉会 午後4時10分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 村瀬 光一
委員長職務代理者 數野 美つ子
委員 砂田 清子
委員 高木 恒雄
教育長 落合 護

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎
管理部長 松本 泰彦
学校教育部長 坂口 和治
生涯学習部長 安達 美代子
生涯学習部次長 阿部 忠弘
管理部参事兼総務課長 瀬上 清司
学校教育部参事兼総合教育センター所長 松本 文化
生涯学習部参事兼文化課長 市原 悟
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修
生涯学習部参事兼文化ホール館長 金子 敏雄
財務課長 近藤 恒
施設課長 木村 和弘
指導課長 杉川 正
保健体育課長 山岸 信和
社会教育課長 河野辺 則夫
青少年課長 福地 幹夫
学務課長補佐 松田 重人
総合教育センター副主査 木内 洋子

5 議案等

議案第19号 船橋市教育委員会教育施策「ふなばしの教育」について（継続審議）

6 議事の内容

【委員長】

開会宣告 午後3時

ただいまから教育委員会会議臨時会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

4月15日に開催いたしました教育委員会会議4月定例会において、議案第19号「船橋市教育委員会教育施策『ふなばしの教育』について」は継続審議となりましたので、本日、臨時会により引き続き審議するものいたします。

それでは、よろしく申し上げます。

【委員長】

この教育施策「ふなばしの教育」は、生涯スポーツ振興計画とふなばし一番星プラン及び船橋市立学校等将来計画検討協議会の答申を受けてでき上がったわけですが、これにつきましてご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

まず総論的なことですが、この「ふなばしの教育」は、一番星プランと、生涯スポーツ振興計画を基にしているということですが、一番星プランは、策定から、もう4年経過しておりますが、この一番星プランが果たして本当に実行されているのか、進捗状況等の評価についてはいかがですか。

【社会教育課長】

進捗状況等についての評価につきましては、ふなばし一番星プランに沿って努力しているところでございますが、例えば生涯学習活動の推進ということで、一番星プランのモデルプランにある学習情報の一元化とか、そういうシステムの構築が叫ばれているわけですが、今までは各課バラバラで情報が提供されていたわけですが、現時点では、年3回発行している情報誌「楽しく学ぼう船橋」で、情報の一元化に努めているところでございます。さらに、インターネット上でも、今後はこういうものを掲載してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【委員】

今のことについてですけれども、生涯スポーツ振興計画の中にスポーツ施設の一元管理とか、予約システムの一元化ということが書いてありますが、それはもう行われておりますか。

【生涯スポーツ課長】

現在、私どもが所管しております運動公園、法典公園、総合体育館等の施設については一元化されておりますが、市長部局所管の施設については、申し込み方法、利用方法等調整を図らなければならない点が多く、また予算面等においてすべての施設の一元化には、難しい状況であります。

【委 員】

いろいろネックがあるわけですが、そのところもやはり整理をしていただく必要があるのだらうと思います。わかりました。

【委 員】

この教育施策「ふなばしの教育」は、今までの計画や答申をまとめて、既に実施しているものの他、これから検討していくものも含んでいるということですね。

【総務課長】

はい、そのとおりでございます。今これからまさにやろうとしているもの、現在実施していてさらに充実しようとするもの、それから答申にございました市立高校の中等教育学校について、これはなかなかまだ手がつかないところでございますが、そういったものも含んでいる内容となっております。

【委 員】

今までの計画や答申を尊重したという前書きのところを読みますと、わかりやすい文章で、平易な言葉で書かれているという点ではよいと思います。

幾つか質問をさせていただきたいのですけれども、これを5月の広報紙に掲載するときには、どのようなスタイルで表現するのかということをお聞かせ願いたいのと、それから、ガイド版を出すということになっておりますが、市民の方々にどれだけこちら側の本意を伝えることができるかということが大切なのですけれども、そのところは、どのようなイメージのものをつくって伝えていく予定になっているのですか。

それから、私は前回も話しましたがけれども、「ふなばしの教育」と言ったときに、一般の市民の方々が船橋の学校教育や子供たちの教育についてどうなっていくのかという期待感をもってこれを読まれると私は思うのです。その点では、そのところへの言及が物足りないというのは前回と今日もその気持ちが変わってはいないのですけれども、今、総務課

長のお話のとおり、将来に向けての大きな目標もしっかり書かれておりますので、そのところは評価します。大きな目標の答申をいただいたものを表現しているわけですが、これが外に出たときに、例えば学校評議員制度や中高一貫教育等市立船橋高校にかかわるところも大きな目標を掲げておりますが、これに対して質問されたときに、どのようにお答えするつもりですか。

中高一貫教育についてはまだ手をつけてないというか、展望が見えないわけです。目標にはしていますけれども、展望の足がかりさえないところで、どのようにお答えしていくかということが大事になってくると思うのです。

それから、外に投げかけたものに対する返りを担当課に丸投げというのではなく、教育委員会としての一致した見解を示せる体制を整えることが大切だと思うのですが、この点についてはいかがお考えですか。

以上4つ質問させていただきます。

【総務課長】

まず、広報ふなばしにどのような形で掲載していくかということですが、ただ今お配りいたしました資料をごらんいただきたいと思います。事務方で考えているのは、『ふなばしの教育』を策定」というような大見出しをもちまして、掲載したいと思っております。またできるだけわかりやすいように図も入れるように工夫していきたいと思っております。

それからリーフレットでございますけれども、まだ作成中のものですがお手元に用意させていただきましたが、イメージとしてそういったものを作成していきたいと思っております。

広報関係は以上でございます。

次に、進行管理のお話だと思いますが、教育施策はどうしても実施計画とは違うものですから、私どもの課1つで一元化した進行管理というのはなかなか難しい側面がございます。例えば実施計画について数値でお答えするといったものでしたら、私どもの方でもできる場合もあるわけですが、その1つ1つの事業につきましては、担当課が受け持つというふうなスタンスで今考えております。

それから、例えば「中高一貫教育の推進」のように、これから検討していく項目も含まれているわけですが、この教育施策「ふなばしの教育」は、今後8年間にわたり推進していきたいと思っておりますので、その期間の中で取り組んでまいりたいと考えております。

【委員】

「中高一貫教育の推進」について書かれていますけれども、これは将来的にはこの方向に推進していこうと思っているわけですね。

【総務課長】

委員会が諮問しました船橋市立学校等将来計画検討協議会の答申の中にそのことについて掲載されており、また、それはこの委員会でご承認いただいておりますことから、その方向で目指していくということでございます。

【委員長】

ほかに何かご意見ございませんか。

【委員】

全体としてこの「ふなばしの教育」というのは、学校教育を基礎として生涯学習を見据えたものですね。視野を生涯学習にまで広げたということには賛成です。ですから、それを推進していただくためにはこれでよいのですけれども、各論的にご質問したいのですけれども、よろしいでしょうか。

【委員長】

はい、どうぞ。

【委員】

まず、「ふなばしの教育」の指針のところですが、あるいは全体の中にも入っているのですけれども、学校教育の中で、県の方ではノーマライゼーションというのが入っています。この「ふなばしの教育」の中には、そういうことが見当たらないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【委員長】

今のご質問につきまして、事務局説明願います。

【委員】

その前に、委員の質問と関連しての質問をしてもよろしいでしょうか。

【委員長】

はい、どうぞ。

【委員】

委員の質問されていることは特別支援教育の推進のことだと思うのですが、船橋市は文部科学省の推進モデル事業の指定都市になって、今行っているはずなのですね。その状況についても委員の質問にあわせてお答えいただきたいのと、これは付け加えるのですが、

実は私、この間、あるところの会議で大変お褒めをいただいたのですが、この特別支援教育推進体制モデル事業の進捗状況について、他市から船橋市に視察にこられたということですが、船橋の先生方は非常によくやっていると。悩みながら、苦しみながら、ともかく前向きに、情熱的にやっていることに大変感銘を受けたということをお聞きして、その会議では大変晴れがましい思いをしたということをお聞きして、委員の質問とあわせて、その特別支援推進モデル事業の状況もお聞かせ願えればと思います。

【総務課長】

委員へのお答えになるかどうかわかりませんが、この指針の2ページの部分は、個々具体的なものはなるべく触れないようにいたしました。今質問されたことは、不登校等いろいろな問題を挙げれば幾らでも挙げられるわけでございますけれども、そういった個々の問題はここでは挙げずに、大きなテーマとして掲載させていただきました。

そのことにつきましては、「ふなばしの教育」の10ページ「特別支援教育の推進」ということで掲載してございます。

【委員】

その件については、わかりました。

確かに「ふなばしの教育」に「特別教育支援の推進」ということで掲載しておりますが、一般の方々がこれを見てもわからないと思うのです。ですから、これは一般の人にもわかるように、説明を付け加えていただきたいと思っております。

次は、4ページの「多様なニーズに対応した生涯学習機会を提供します」という推進目標の中の「生涯学習機会の充実」の中で、③の「ふなばし市民大学の充実」は具体的によくわかります。ところが、①の「各ライフステージにおける学習機会の提供」とか②の「世代間交流の充実」ということが掲げられておりますけれども、これは具体的にどういうことでしょうか。あるいはもう既に行っている事業ですか。

【委員長】

今の質問につきまして、事務局説明願います。

【社会教育課長】

①については、年代別に学習機会の提供をよりよくわかっていただくためにということと、例えば児童・生徒向けの事業ですとか、あるいは高齢者の方とか、年代別に情報を提供するというところでございます。現在行っている事業につきましては寿大学等がございませぬ。

【委員】

全部、ふなばし市民大学校の中に含まれてしまうわけではないですね。

【社会教育課長】

いいえ、違います。例えば寿大学というのは公民館等で開催しております。

【委 員】

②の「世代間交流の充実」というのは、どのような事業がありますか。

【社会教育課長】

世代間交流というのは、例えば公民館における親子を対象とした講座を実施しております。

【委 員】

特別に新しい事業をおこすというわけではないですね。今までの事業の中でこれをやっているということですね。

【社会教育課長】

それは他にまた何かよいものがあれば、広げていきたいと思っております。

【委 員】

「各ライフステージにおける学習機会の提供」というのは、別に市民大学校に入ってもなくても受けられるということですね。

【社会教育課長】

はい、そうです。

【委 員】

次に、5ページの中の「生涯学習情報システムの構築」というのはホームページのことでしょうか。それから、次の「情報教育関連設備」というのはどちらの施設ですか。

【社会教育課長】

最初のご質問につきましては、ホームページの充実ということでございます。

次に、情報教育関連設備というのは、視聴覚センターや公民館、学校等の教育機関でございます。

【委 員】

次は6ページですけれども、「生涯学習を推進するための人材を育成します」というところの主な機関というのはどこでしょうか。

それから、「人材の養成とネットワーク化」というのは、どういうところをネットワーク化していくつもりでしょうか。市民大学校以外には何かそういうのがあるのでしょうか。この辺は総合教育センターの所管になるのでしょうか。

【社会教育課長】

人材の養成とネットワーク化ということは、例えば今、社会教育課でコーディネーター養成講座というものがございます。そこで1年間学んでいただきまして、公民館や図書館等において培った力を応用していただくような形でネットワーク化を図っております。

【委 員】

総合教育センターの方は、この件につきましては、関係があるのですか。

【総合教育センター所長】

「ふなばしの教育」の6ページの(3)の①「優れた教職員の育成と研修の充実」については、総合教育センターにおいても66の研修講座を設けて研修を行っております。

それから、教育事情調査研究では、県内外の教育関連施設に教職員を派遣して、そこで研究を行っているというような研修もしております。

【委 員】

今の総合教育センターそのものは、学校の教職員とか、要するに学校教育に対する研究が主だと思いますけれども、「ふなばしの教育」というのは、生涯学習を見据えていかなければならないとの基本からいきますと、生涯学習の研究もやはり総合教育センターの1つの重要なテーマではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【委 員】

「生涯学習施設職員の育成と研修の充実」についても、総合教育センターで行われているのですか。

【生涯学習部次長】

今の委員の質問につきましては、学社連携と申しましょうか、学校教育の方とあわせて社会教育の研修につきましても、総合教育センターで実施しております。

【教 育 長】

職員の研修については、総合教育センター運営委員会の委員に学校関係者や社会教育関

係団体にも入っていただき運営しておりますが、さらに充実していかなければならないということは十分理解しております。

それとは別に、今日の臨時会の中で委員の方々からいろいろとご質問いただいているところですが、焦点をもう少し絞ってやっていただいた方がよろしいかと思うのです。

例えば、この施策は2012年までをまず第1の目標としておりますので、ここに書いてあることが今年全部できるということではございません。

ですから、ご質問いただくときに、例えば、10ページの施策の(1)「確かな学力の育成」の中の③「特別支援教育の推進」についてはどういう意味で、現在どのように取り組み、今後どうなっていくのかというようなことをお聞きいただくと、具体的に答えやすいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

今日、特別支援教育の担当も出席しておりますので、ここで、「特別支援教育の推進」について、説明してもらおうということではいかがでしょうか。

【委員長】

そうですね。それでは、「特別支援教育の推進」について、説明願います。

【総合教育センター所長】

「特別支援教育のあり方に関する調査研究協力者会議」が平成15年3月に、「今後の特別支援教育のあり方」という最終報告を出しております。その中で、特殊教育から特別支援教育への転換を図る必要性が提言されております。

その内容としましては、「特別支援教育とは、従来の特教育の対象の障害だけではなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その1人1人の教育的ニーズを把握してその持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの」というように書かれております。

それを受けまして、文部科学省が47都道府県に特別支援教育推進体制モデル事業を委嘱しました。それを受けて千葉県が、平成15年、16年度、船橋市を総合推進地域として指定しました。その指定を受けまして、昨年度、船橋市では次のような内容の事業を行っております。

1つは、船橋市調査研究運営会議。22名の委員の方を中心に、3回、会議を開いております。それから船橋市専門家チーム会議。これは委員14名を中心に、年5回の会議を開いております。それから学校では、市内の全小学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、そして特別支援教育の校内委員会を組織の中に設置しております。特別支援教育コーディネーターの研修会を昨年度は3回行っております。また、巡回指導員による巡回指導も行っております。

それを受けて今年度ですけれども、16年度の取り組みといたしましては、LD・AD

HD、高機能自閉症等障害のある児童・生徒1人1人のニーズを正確に把握して、適切な教育的支援を効果的かつ効率的に行うための個別の教育支援計画を市内全学校で策定できることを目指しております。

具体的には6点、今年度、取り組みを考えております。

1点は、市内全中学校でも校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名する。これはもう全学校できております。2点目として、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るための研修会の実施。これは年8回を予定しておりまして、4月14日に1回目が終わっております。

3点目は、特別支援教育コーディネーター間の連携を図るための組織づくり。

4点目は、保護者に対するパンフレット等の周知。

5点目は、市内全教職員向けの特別支援教育だより等の検討。

6点目は、巡回相談や専門家チームによる助言を生かして各学校の指導の充実を図る。

以上この6点について、今年度取り組んでいきたいと思っております。

【委員長】

ありがとうございます。

【委員】

非常によくやっているということが初めてわかりました。

【委員】

いろいろな努力をなさっていることは私も初めて知りましたが、その成果がどういうふうになっているかというのがまだわからない部分もありますね。

【委員】

まだこれからだと思います。

LDやADHDに対しては小児精神病院の関与が必要だと思うのですが、その辺のところは船橋市は今きちんとなされていますか。

【総合教育センター木内副主査】

船橋市には、児童精神科の医療機関がございません。

専門家チームには、医師会から総武病院の医師1名に入っております。総武病院で国府台の児童精神科に週に1回研修に行っております。

【委員】

このことが多分、船橋は大変情熱的にやっている、それはすばらしく感動したという

ことだったと思うのです。それから、先ほどの6点の取り組みの中にもありましたが、保護者への周知、これが大切なことだと思います。特別支援ということに対しての理解をどれだけ保護者の方、市民の方々から獲得できるかということが大事なのですね。そのことが成功への大きな原動力だということを申し上げたいと思います。

この施策のところにも、11ページに、「広報活動の充実など情報の積極的提供」と掲載されておりますけれども、どれだけ知らせることができるかということに成否がかかるということで、このフレーズのところをしっかりと、すぐにでも取り組んでいきたいと思えます。

それから、コーディネーターの先生方が1人で頑張っていくのには限度があって、物事がうまく進まないと思うのです。こここのところを、加配というのでしょうか、どのように人の配置をしていくか、そのためにどれだけの予算どりができるかということが大事なことだと思います。

【教 育 長】

今、委員さんがおっしゃったとおりで、各学校にコーディネーターを指名して、置いてやっていくのですが、学校にいる職員の中でだれかをコーディネーターに指名して、その人が中心になっていろいろ研究をしていく。初めてここに特別支援というのが出てきたので、コーディネーターになった人も、研修会に行ったりしながら学校をまわっていくということで、研修をして資格とったりしていくにしても、私どもとしては、ぜひコーディネーターをやる先生の方は定数を1つ余分にもらいたいということはずっと言ってきました。

ただ、船橋市では特別支援教育については、3月まで指導課で行ってきておりましたが、今年度から、総合教育センターへ移管して、そこでいろいろな関係職員全部一緒にして軌道に乗せようと努力しております。職員も一生懸命やっておりますので、だんだんよくなっていくのではないかと思います。

【委 員】

11ページの「安全対策の強化充実」について、学校教育のことを考えるときに、安全ということが今非常にさまざまな社会情勢の中で問われているわけですが、このあたりの現況と、それから問題点等ありましたら、話をお聞かせください。

それから、教職員の事務室が学校のどこにあるかということ、安全管理の視点から問い直す時期が来ていると思うのです。過去のことにこだわらずに、安全というところ1点に絞って、事務室、校長室、職員室等、先生がいる場所が学校の中のどこにあつたら一番安全の確保ができるのか。それは公民館などもそうだと思いますが、特に学校の場合はそういう視点が必要ではないかとも思っているのですけれどもいかがでしょうか。

それから、これは市長部局の管轄ですが、公園での遊具における事故が今問題になって

いるところですが、学校にも間違えば危険物になるような構造物もたくさんあるわけで、その点検等はどういうシステムで行っているのかもあわせて聞かせてください。

【教 育 長】

最初の質問については、多分金銭等の防犯上の都合により、船橋は2階へ職員室、事務室、校長室を設置したと思います。

ところが今日では、逆に、生徒が被害に遭う時代ですから、今度は逆にすればよいのですけれども、そう簡単に建て直しができるということでもないのです。現在パトロールをしたり、1階はできるだけ昇降口とか下駄箱を設置し、教室は2階以上を使うとか防犯上いろいろと工夫をして子供の安全ということを第一に考えております。

遊具については、保健体育課より説明してもらいます。

【保健体育課長】

先ほど委員のご指摘のあった安全につきましては、生活安全、災害安全、交通安全の3つあります。特に交通安全につきましては、船橋の土地柄、学校の通学路の安全点検は毎年行っていますけれども、より安全な道を通学路として指定しており、安全でないところにつきましては、教育委員会から関係部署、市長部局に道路の拡幅とかガードパイプとかガードレールの設置等お願いしているところでございます。

それから生活安全につきましては、先ほどの遊具の点検とか、学校内事故の未然防止があります。遊具の点検につきましては、毎月15日、安全点検日といまして、安全点検簿に基づきまして点検を実施しております。

この安全点検の中には、例えばブランコ、支柱にぶらつき、ゆがみ、損傷、腐食がないか。あるいは、回転部に油切れや損傷はないかという具体的な項目を示して、それを体育主任が教頭とともにチェックするという形になっています。そこでもし異常が感じられている場合にはそこで使用禁止という措置をとっております。

そして今年度も、この学校内安全基準に、大阪等の公園での回転の遊具で事故がありましたものですから、急遽4月7日に各学校に全部通知を出しまして緊急点検していただきました。その結果、使用禁止の措置をとられたものが幾つかありました。それにつきましては、今月中に専門業者と保健体育課の職員と一緒に再度点検し、その後、修理可能なものは修理する、撤去するものは撤去するというような措置を講じているところでございます。

あと、災害安全につきましては、各学校、避難訓練等、年大体2回から4回。その中に不審者に対する避難訓練という形も取り入れながら現在行っておるところです。

それから、前回もお話ししましたが、防犯上のことに関しては、笛を配布したりとか、あるいは危機管理マニュアルを徹底したりとかいう形で考えています。今後、防犯ブザー等のいろいろな観点があるかと思えますけれども、今後またさらに子供の安全について検

討していきたいと考えております。

以上でございます。

【委員 長】

他に何かご意見ご質問ございませんか。

【委員】

この「ふなばしの教育」の11ページのところで、「学校評価の地域への拡大」というのはどういうことですか。

それから、「学校評議員制度の導入の推進」については、今現在、どのくらい導入されていますか。

【委員 長】

「学校評価の地域への拡大」について、事務局説明願います。

【指導 課 長】

学校評議員制度については、現在取り組んでおりません。ただ、1000か所ミニ集会というのが県の事業でありまして、学校評議員にかわるものとして行っておりますが、学校経営に当たっては学校評議員制度が必要ではないかという意見が非常に増えています。全国的にも、類似制度を含めると小・中学校では7割近くの学校が実施していますので、今年度、モデル校を指定して取り組みたいと思っています。

学校評価については、それぞれの学校で、年度末に学校評価を行います。それも、学校内部だけでなく、学校の外部からも評価していただきます。ですから、地域の方の意見も伺って、それを学校の経営に取り入れていくという方向で進めていきたいと思っています。

以上です。

【委員】

学校評価と学校評議員制度というのは似たようなことになるのですね。

【委員】

「学校評価の地域への拡大」と「学校評議員制度導入への推進」を2つ並べる必要があったかということだと思えるのですけれども、要するに、外部からの学校の評価というのは、まさにこの制度の研究を県が行ったのですね。船橋市の・飾中学校が指定校になって、行ったわけです。そのときも、外部評価と学校評議員制度というのはどこが違うのかと、同じではないかという議論はたくさん出たところですが、2つ並べる意味というのは何か理

由があるのでしょうか。

【委 員】

学校評議員制度という、何か堅苦しくなりますが、1000 か所ミニ集会のやっていることと学校評議員制度の目的というのは全然違うと思うのです。各学校によって1000 か所ミニ集会のやり方は多分違うと思いますが、細かい指導もされてないわけですね。各学校に任されているはずで、ですから、学校を評価するのではなくて、みんなが集まって子供たちを評価したりとか、劇を鑑賞したりとか、学校によっていろいろやっていることが様々ですけれども、1000 か所ミニ集会というのはこの評価とか評議員には当てはまらないと思っておりましたので、本当は2つの項目を僕は余り必要はないのかなと思ったのです。

【教 育 長】

1000 か所ミニ集会については、今いろいろと意見が出ましたけれども、これについては外部評価につながることを思っています。評議員制度は、外部にしても、特別な方に委員になっていただいて評価していくという少し違いがあるかと思えます。ですから2つ並べて、「学校評価の地域への拡大」というのと「評議員制度」とは少し違いますので、評議員制度の方へ持っていかうかという指導課長の説明だったと思います。

そういう意味で、2つ並べたのではないかとということでご理解いただきたいと思えます。

【委 員】

ここで、先ほど私が申し上げた市民の方々からの問い合わせについて、どういう受け答えを教育委員会としていくかということになると思うのです。この2つのことだけでも、各課担当課が答えるだけでは、市民は担当課が答えたというふうなとらえ方をしますし、私はそうであってはならないと思えます。やはり全体としての大切なところは、きちんとした答え方が用意されていなければならないと思えます。

【総 務 課 長】

お答えになるかどうかわかりませんが、例えば教育施策を所管する私どものところに今のような問い合わせを頂いたといたします。私どもは、この施策についての体系的なお話はさせていただくことはできます。そして、「地域に開かれた信頼される学校をめざします」という項目の中の各施策について一応のお話はできますけれども、詳しい内容について質問されますと、どうしても正しくお答えできる所管にお願いせざるを得ない。教育施策というものはそういうものだとして認識しております。一元的にこれを進行管理すべきだというお考えは十分わかりますけれども、私の課で全部お答えすることはできないということをぜひご理解いただきたいと思えます。

【委員】

そのことは理解をいたします。担当課のお答えが教育委員会のお答えであるということですね。

【総務課長】

はい、そうです。

【委員】

学校評議員制度の導入の話がありましたが、これはだれがどのようにして指名するのでしょうか。

【指導課長】

学校評議員制度については、先ほども申し上げましたように、船橋の方でまだ取り入れておりません。国の方で行っているのは、校長が推薦をして、教育委員会がそれを委嘱するという形をとっております。

以上です。

【教育長】

評議員制度について、船橋の場合、比較的、他の市町村と比べると、学校に対していろいろな要望事項を、PTAの会等をとおして校長、教頭に言うことが非常に多い地区なので、評議員制度をつくらなくても外部からいろいろな意見を聞いているということもあり、今まで取り入れなかったということもあります。そうはいつでも、先ほど指導課長が説明したように、やはり必要な学校もあるだろうし、また客観的な評価が得られるということで、モデルケースとしていくつかの学校を選んでやってもらおうかと思っております。

以上です。

【委員長】

ほかに何かご意見ご質問ございますでしょうか。

【委員】

これは8年間という他の計画とあわせたスパンで出すのですか。

【総務課長】

はい、そうです。

【委 員】

先ほども、一番星プランの評価についての質問もありましたが、8年のスパンでこれを出すわけですけれども、教育行政はなかなか評価はしにくいところではありますが、評価のテーブルにのせれば様々な意見が出てくると思いますので、適切な時期に、進捗状況を含めて点検をしていくという作業を繰り返しながら、柔軟に少し文言の入れかえ等もできるような形でスタートさせたらどうだろうと思いたしますがいかがでしょうか。

【委 員】

今日、この教育施策「ふなばしの教育」を原案どおり可決するとすれば、我々の意見を取り入れていただきたいと思いたしますので、適当な時期に評価することを求める付帯決議を委員会として、上げることを提案いたします。

【委 員】

これはぜひお願いしたいと思いた。我々も、成果がどの程度上がっているのかぜひ確認したいところがございますので、ぜひお願いしたいと思いた。

【委 員 長】

この件につきまして、他にご意見ございますか。

【各 委 員】

なし

【委 員 長】

それでは、今の委員の「ふなばしの教育」に対して適切な時期に評価をすることを委員会の付帯決議とすることにご異議ございませんか。

【全 委 員】

なし。

【委 員 長】

他に何かご意見ご質問がなければ、本案を議決したいと思いたしますがいかがでしょうか。

【各 委 員】

なし

【委 員 長】

それでは、採決いたします。

議案第19号「船橋市教育委員会教育施策『ふなばしの教育』について」ご異議ございませんか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めます。

議案第19号については、適切な時期に評価するという付帯決議を付して、原案どおり可決するものとします。

本日予定しておりました議案の審議は終了いたしました。

ほかに、各委員より、何かございませんか。

【各 委 員】

なし。

【委 員 長】

これもちまして教育委員会会議臨時会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 午後4時10分